達成度: H28.3.31 の自己評価

- 5 目標を完全に達成した。
- 4 目標を概ね達成した。
- 3 目標を一部達成した。
- 2 目標をほとんど達成できなかった。
- 1 目標をまったく達成できなかった。

税務住民課の目標(平成28年度)自己評価書

税務住民課長 大﨑 智行

個別事業とその目標	達成度	目標達成の効果又は 達成できなかった理由等
1 住民税班 (1) 個人町民税・法人町民税・軽自動車税・国民健康保険税について、課税対象 の把握に努め、適正な賦課を行うとともに、広報紙やリーフレット等により税 に関する情報の周知に努めます。	4	各税目において課税対象の異動が多い中で、情報を直ちに反映させるようにし、異動漏れを防ぐ等、適正な賦課を行うことができました。また、町広報紙への掲載やチラシ等のカウンターへの配置により税に関する情報の周知に努めました。
(2) 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)及び経年車重課の実施に伴い、車両ごとの情報把握に努め、適正な課税を行います。 また、平成29年度から創設される環境性能割の事前周知に努めます。	5	軽自動車検査協会からの車両情報をダイレクトにシステムへ入力することが可能になり、スムーズに適正な課税を行うことができました。なお、環境性能割の導入については、消費税の増税と同様に先送りになりました。
2 資産税班 (1) 固定資産税・都市計画税について、課税客体(土地・家屋・償却資産)の把握に努め、適正な評価と賦課を行います。	4	航空写真の活用や現地パトロールを実施するなど、課税 客体の把握に努めるとともに、固定資産評価基準に基づき 適正な評価と賦課を行いました。
(2) 平成30年度の評価替えに向け、航空写真や地番図、家屋図等の課税資料を整備し、課税客体の把握に努めるとともに、評価替えの基準日となる平成29年1月1日現在の土地の不動産鑑定を基に、路線価付設等評価の見直し作業を進めます。	5	平成30年度の評価替えに向け、航空写真や地番図等の 課税資料を整備するとともに、評価替えの基準日となる平 成29年1月1日現在の土地の不動産鑑定を行うなど、路 線価付設等評価の見直し作業を進めました。

3 収税班

(1) 税負担の公平性や自主財源の確保を図るため、徴収率の向上に努めます。

(2) 滞納者との接触、納税相談、電話催告や分納の管理等きめ細かな対応により、 自主納付を促進します。

4 住民班

(1) 個人情報の保護と不正防止を図るため、適正な窓口業務を行うとともに、月 1回の日曜開庁や住民票の電話予約制度などを実施し、住民サービスの向上に 努めます。

5 国保班

- (1) 国民健康保険事業の円滑な運営を図り、保険給付を適正に行うため、国保税等の財源の確保に努めるとともに、医療費の適正化を進めることにより、今後の制度改正を見据えながら、安定した国保財政の運営に努めます。特にジェネリック(後発医薬品)の使用を促進し、医療費の抑制に努めます。
- (2) メタボリックシンドロームの該当者等を減少させ、生活習慣病の発病や重症 化を予防するため、特定健診及び特定保健指導により、被保険者の健康増進並び に医療費の適正化を図ります。

平成27年度の特定健康診査受診率は36%であり、さらに受診率の向上を 目指します。 3月末の対調定収納率は、現年課税分が 90.82%で前年 度比 1.49 ポイントの減、滞納繰越分は 25.72%で前年度 比 3.71 ポイントの増となりました。

4

4

4

3

納付確認の取れない方に督促状、催告書を発送し、それ でも反応のない方には電話催告や臨戸徴収による納税相 談を行い分割納付等による自主納付を促進しました。

個人情報保護に配慮しながら戸籍、住民基本台帳など適 正な管理と迅速、親切な窓口サービスを行うことができま した。毎月最終の日曜日に開庁し、住民票の写しなど各種 証明書の交付を行う窓口業務を実施するほか執務時間内 に住民票を窓口へ取りに来られない住民のため、電話予約 による休日交付を行い、利便性の向上を図ることができま した。

前年度と同様にレセプト点検を実施し、医療費の適正化を図ることができました。また、ジェネリック(後発医薬品)差額通知を年3回発送し、医療費の抑制を図ることができました。

対象者全員に受診案内を送付し、特定健診(土曜日実施 含む)を実施しましたが、受診率は前年度とほぼ横ばい状 態となりました。

・平成28年度特定健康診査受診率・・・36%

(3) 後期高齢者医療制度の保険者である千葉県後期高齢者医療広域連合と連携を 図り、被保険者の資格・医療の給付並びに保険料の賦課徴収等が適切に執行でき るよう努めます。

6 年金班

(1) 社会保険労務士による年金相談や窓口での年金相談と広報活動により、年金 制度の意義・役割について周知に努めます。

7 町民相談室

(1) 「町長への手紙」を引き続き実施し、幅広く町民の意見や要望等を町政の運営に役立てます。また、町長への手紙の対応状況等について公開を進めます。

8 チャレンジ目標

- (1) 税負担の公平・公正を図るため、担税力があり納付意思のない悪質な滞納者に対しては、綿密な財産調査を行い、滞納処分を実施します。
- (2) 町民目線に立った行政サービスの提供と町民にわかりやすく親しみのある窓口 対応を目指します。

千葉県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、被保険者の資格・医療費の給付並びに保険料の賦課徴収等が適切に執行できました。しかし、制度や保険料の収納に関しては、理解を得られない被保険者が一部いる状況です。

4

4

3

4 社会保険労務士による年金相談を年8回実施しました。 また、毎月、広報紙に年金関係記事を掲載し、制度の普及 啓発を図りました。

3 平成28年度48通の町長への手紙を受理し、関係各課 に周知するとともに、適切に対応しました。

町長への手紙の公開については、要綱の見直しを実施しており、今後順次進めてまいります。

滞納者への対応として、月々の預貯金調査対象金融機関を2社から6社に拡大し、80件の差押えを執行しました。

窓口に来庁された町民の皆様には、わかりやすく的確 で迅速な対応をすると同時に、身近で親しみのある窓口 となるよう努めました。

また、個人情報保護の徹底、業務の正確性の確保に努めました。